



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

866	一般競争入札による落札者の決定	(防災企画課).....	1
867	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
868	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
869	救急病院の認定	(医務課).....	2
870	海神池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	3
871	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
872	〃	(〃).....	4
873	〃	(〃).....	4
874	〃	(〃).....	5
875	海岸法による除却した工作物の保管	(港湾空港振興課).....	5
876	〃	(〃).....	6

○ 公安委員会告示

34	遊泳区域の指定	6
----	---------	-------	---

○ 正誤

	平成28年11月29日付け和歌山県報号外公告別冊中	7
	平成29年3月28日付け和歌山県報第2847号和歌山県告示第400号中	7
	平成29年5月30日付け和歌山県報号外公告別冊中	7

告 示

和歌山県告示第866号

防災統合アプリ構築、ホスティング及び運用保守業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
防災統合アプリ構築、ホスティング及び運用保守業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局防災企画課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成29年6月8日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社サイバーリンクス
和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

- 5 落札金額
84,801,600円（うち消費税及び地方消費税の額6,281,600円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年4月28日

和歌山県告示第867号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年7月31日まで縦覧に供する。

平成29年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成29年6月29日
- 2 名称
特定非営利活動法人よつ葉福祉会
- 3 代表者の氏名
井端智子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野677番1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域生活サポートセンターとして地域住民に対して、介護、人材育成、その他社会福祉に関する事業を行い、各市町村と連携をとりながら、地域福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第868号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050100886	いろは学育室	和歌山市太田一丁目14-11	児童発達支援	特定非営利活動法人Peer心理教育サポートネットワーク	和歌山市栄谷383-1	平成29.7.1
			放課後等デイサービス			
			保育所等訪問支援			

和歌山県告示第869号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年7月11日

- 1 名称 向陽病院
- 2 所在地 和歌山市津秦40
- 3 有効期限 平成32年7月6日

和歌山県告示第870号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により海神池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員（平成29年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	中嶋良雄	紀の川市南中110番地2
理事	大鷲義治	紀の川市北中128番地
理事	杉本敏和	紀の川市北中85番地1
理事	坂井清彦	紀の川市南中287番地
理事	中坂政廣	紀の川市南中225番地2
理事	坂東利彦	紀の川市南中61番地
理事	坂上武	紀の川市南中273番地
理事	津川光生	紀の川市北大井533番地4
理事	市橋弘光	紀の川市打田1349番地5
監事	岩本秀夫	紀の川市南中11番地2
監事	梅田敏信	紀の川市北大井287番地
監事	中井利明	紀の川市北中229番地
監事	堀内紘一	紀の川市古和田673番地

2 就任した役員（平成29年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	高橋幸嗣	紀の川市北中136番地3
理事	大鷲義治	紀の川市北中128番地
理事	高橋潔	紀の川市北中161番地
理事	坂井清彦	紀の川市南中287番地
理事	坂井清	紀の川市南中185番地
理事	坂東利彦	紀の川市南中61番地
理事	坂上武	紀の川市南中273番地
理事	安積米三	紀の川市古和田582番地
理事	津川光生	紀の川市北大井533番地4
監事	高橋正美	紀の川市北中84番地1
監事	片山俊彦	紀の川市南中362番地1
監事	西坂善行	紀の川市北大井494番地
監事	梅田敏信	紀の川市北大井287番地

和歌山県告示第871号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成29年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第872号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成29年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第873号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第874号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第875号

海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第12条第4項の規定により除却した工作物について、同条第5項の規定により保管したので、同条第6項の規定により次のとおり公示する。

なお、当該工作物の保管その他の措置に要した費用については、法第12条第10項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の負担とする。

平成29年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

架線（ワイヤー・全長約10メートル）及びその固定金具

2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

場所 西牟婁郡白浜町字瓜切2927番111地先

日時 平成29年5月11日 午前10時00分から午前10時35分まで

3 保管した工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

日時 平成29年5月11日 午前10時35分から

場所 田辺市下三栖1772番10 西牟婁振興局建設部三栖倉庫

4 保管した工作物を返還する場合の手続

西牟婁振興局建設部において、身分証明書及び所有者等であることを証明する書類を提示すること。

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

田辺市朝日ヶ丘23番1

西牟婁振興局建設部管理保全課（電話番号 0739-26-7949）

和歌山県告示第876号

海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第12条第4項の規定により除却した工作物について、同条第5項の規定により保管したので、同条第6項の規定により次のとおり公示する。

なお、当該工作物の保管その他の措置に要した費用については、法第12条第10項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の負担とする。

平成29年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

架線（ワイヤー・全長約20メートル）及びその固定金具

2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

場所 西牟婁郡白浜町字瓜切2927番219地先

日時 平成29年5月26日 午後2時30分から午後3時50分まで

3 保管した工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

日時 平成29年5月26日 午後3時50分から

場所 田辺市下三栖1772番10 西牟婁振興局建設部三栖倉庫

4 保管した工作物を返還する場合の手続

西牟婁振興局建設部において、身分証明書及び所有者等であることを証明する書類を提示すること。

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

田辺市朝日ヶ丘23番1

西牟婁振興局建設部管理保全課（電話番号 0739-26-7949）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第34号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成29年7月11日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町江津良	西牟婁郡白浜町江津良地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成29年7月15日から同年8月31日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町崎ノ北	西牟婁郡白浜町崎ノ北地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
白良浜海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
-------	----------	---	----

正 誤

正 誤

平成28年11月29日付け和歌山県報号外公告別冊「平成28年11月財政状況」Ⅳの1(7)の表出捐金の項中「11,076,899」は誤りにつき「11,056,899」に、「0」は誤りにつき「△20,000」に訂正する。

正 誤

平成29年3月28日付け和歌山県報第2847号和歌山県告示第400号中

ページ	誤	正
10	延長51.8メートル	延長42.0メートル
	延長88.2メートル	延長98.0メートル

正 誤

平成29年5月30日付け和歌山県報号外公告別冊「平成29年5月財政状況」Ⅳの1(7)の表出捐金の項中「11,076,899」は誤りにつき「11,056,899」に、「10,971,899」は誤りにつき「10,951,899」に訂正する。